

津市美杉高齢者生活福祉センター居住事業実施要綱

平成 18 年 1 月 1 日訓第 103 号

改正 平成 26 年 10 月 31 日訓第 133 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市の区域内に住所を有するおおむね 65 歳以上の一人暮らしの者及び夫婦のみの世帯であって、高齢等のため独立して生活することに不安のあるものに居住の場を提供することにより、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援するとともに、これらの者の独立して生活できる自立心の助長を図ることを目的とする。

(実施主体等)

第 2 条 この事業の実施主体は、本市とし、事業の実施については、津市社会福祉協議会美杉支部（以下「事業受託者」という。）に委託するものとする。

(実施場所)

第 3 条 この事業の実施場所は、津市美杉高齢者生活福祉センター（以下「センター」という。）とする。

(入居対象者)

第 4 条 センターの高齢者居住部門（以下「居室」という。）に入居することができる者（以下「入居対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有するおおむね 65 歳以上の一人暮らしの者又は夫婦のみで構成される世帯の者
- (2) 老人ホームへの入所措置等の指針（平成 18 年 3 月 31 日付け老発第 0331028 号厚生労働省老健局長通知）による養護老人ホームへの入所措置の基準に該当する者に準ずる者
- (3) 独立して生活することに不安のある者
- (4) 原則として自炊ができる者

(入居の手続)

第 5 条 入居対象者が居室への入居を希望するときは、津市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 99 号。以下「規則」という。）に定める高齢者生活福祉センター入居申出書（規則

第4号様式)に必要事項を記載の上、民生委員の意見を付し、誓約書(規則第5様式)を添えて市長に提出しなければならない。

(入居の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申出があったときは、その内容を審査の上、入居の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ医師の意見を聴くものとする。

(入居の期間)

第7条 入居期間は、原則として1箇月以内とする。ただし、独立して生活するのに不安がある場合は、入居期間を更新することができるものとする。

(負担金)

第8条 第6条の規定により入居の決定を受けた者(以下「入居者」という。)は、別表に定める負担金を納付しなければならない。

(入居者の居住継続の見直し)

第9条 市長は、入居者について、年1回、居住継続の要否について見直すものとする。

(退居)

第10条 入居者が第4条に規定する入居対象者に該当しなくなったときは、居室から退居しなければならない。ただし、老人ホームへの入所措置が必要となった入居者については、入所指導に従わせることとし、老人ホームへの入所措置を待って退居させるものとする。

(記録及び報告)

第11条 事業受託者は、入居者のケース記録及び提供したサービスの内容等を記録し、必要事項を定期的に市長に報告しなければならない。

(入居者の親族及び関係機関等との連絡調整)

第12条 事業受託者は、入居者に親族がある場合は、常に連絡を密にして、同居、引取り等について必要な指導を行うものとする。

2 事業受託者は、関係行政機関、民生委員・児童委員協議会及び各医療機関等関係機関との連携を密にし、定期的に会議を開催するなど調整に努め、入居者のサービスの向上を図るものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓の施行前に合併前の美杉村高齢者生活福祉センター居住事業実施要綱（平成 5 年美杉村要綱第 2 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 26 年 10 月 31 日訓第 133 号）

この訓は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

別表（第8条関係）

津市美杉高齢者生活福祉センター（居住部門）負担金

単位 円

対象収入による階層区分		1箇月当たり 利用者負担金	1日当たり光 熱水費実費割		1食 当たりの給 食費
			調 理 器・空 調・入 浴等	テ レ ビ・電 気利用 料	
A	1,200,000以下	0	300	30	400
B	1,200,001～1,300,000	4,000	300	30	400
C	1,300,001～1,400,000	7,000	300	30	400
D	1,400,001～1,500,000	10,000	300	30	400
E	1,500,001～1,600,000	13,000	300	30	400
F	1,600,001～1,700,000	16,000	300	30	400
G	1,700,001～1,800,000	19,000	300	30	400
H	1,800,001～1,900,000	22,000	300	30	400
I	1,900,001～2,000,000	25,000	300	30	400
J	2,000,001～2,100,000	30,000	300	30	400
K	2,100,001～2,200,000	35,000	300	30	400
L	2,200,001～2,300,000	40,000	300	30	400
M	2,300,001～2,400,000	45,000	300	30	400
N	2,400,001以上	50,000	300	30	400

備考 各部屋へ電気器具（テレビを除く。）を持ち込み使用したときは、1品につき10円（1日当たり光熱水費実費割り）を加算する。

